

令和5年10月1日

お客さま各位

いちい信用金庫

カードローン等における相続発生時の取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当金庫はカードローン等において、ご契約者さまがお亡くなりになられた場合、契約規定の「相続の開始があったとき」に該当するとして、期限の利益を喪失させて一括請求することを定めておりました。

この度、ご契約者さま（相続人）の利益を一方的に害することが無いよう、カードローン等の期限の利益の喪失事由から「相続の開始があったとき」に該当する記載を削除いたしました。

上記、お取扱いの見直しに伴い、当金庫はご契約済みのカードローン等を含むすべてのカードローン等において、ご契約者さまがお亡くなりになられた際に一括請求することはございませんのでお知らせいたします。

なお、相続されたカードローン等のご返済方法などにつきましては、ご契約された店舗の窓口等にご相談いただきますよう、お願い申し上げます。

本件に関するお問合せは
業務部（吉田）まで
☎0120-114-965